

学生企画委員事業実施要領

平成 22 年 4 月 16 日
文化科学研究科専攻長会議承認

一部改正 23. 4. 15

(趣旨)

- 1 この要領は、文化科学研究科における学生企画委員事業（以下「本事業」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

(事業の取扱い)

- 2 文化科学研究科が実施する各種事業を推進するために、本研究科の専攻に学生企画委員を配置する。

(対象者)

- 3 学生企画委員の対象者は、本研究科の専攻の学生（休学者又は留学期間中の者を除く。）であって、学生の所属専攻を置く基盤機関等においてリサーチアシスタント又はティーチングアシスタントとして雇用されている者とする。
(2) 前項に規定する者のほか、本研究科専攻長会議において認められた者

(学生企画委員の業務)

- 4 学生企画委員は、リサーチアシスタント又はティーチングアシスタントとして雇用する基盤機関が定めた業務を遂行するもののほか、本プロジェクトの事業を推進するとともに、所属する専攻の専攻長の指導又は助言を得て、学生の研究活動等に対する研究的又は教育的支援に係る次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 学生が所属する専攻以外の専攻を置く基盤機関等の研究環境を活用するときに、当該学生の研究計画作成等の相談又は助言、並びに当該基盤機関等における研究活動等の支援を行う業務
 - (2) 学生が所属する専攻が実施する中間論文報告会又は博士論文公開審査会、もしくは当該専攻を置く基盤機関等が実施する研究会その他の事業に係る情報収集又は学生周知等支援業務
 - (3) 文化科学研究科が主催するフォーラム等の企画・運営に関する業務
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、事業遂行により学生の研究能力又は教育能力の開発、育成に資すると専攻長が認めた業務

(学生企画委員に係る雇用経費の送金額算定基準)

- 5 学生企画委員に係る雇用経費の送金額算定基準は、学生の年間授業料相当額を目安とし、リサーチアシスタント又はティーチングアシスタントとして雇用する基盤機関等が定めた 1 時間当たりの給与単価を基準として本研究科が別に定める。

(学生企画委員に係る雇用経費の送金処理)

6 事務局は、本研究科が別に定めるところにより、学生企画委員に係る雇用経費を当該専攻を置く基盤機関等に送金するものとする。

(学生企画委員に係る謝金及び旅費について)

7 前各項に定めるもののほか、本事業の実施に際し必要があると研究科長が認めた場合、学生企画委員に対し謝金及び旅費を支給できるものとする。

(2)前号に定める謝金及び旅費の支給に関する事務は、葉山本部基盤総括事務係で処理する。

附則（平成 22 年 4 月 16 日文化科学研究科専攻長会議承認）

本要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 23 年 4 月 15 日文化科学研究科専攻長会議承認）

本要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。